

令和7年度

東近江市農業委員会
第11回（2月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日(火) 午前9時30分から午前10時30分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 38人 欠席委員 2人

議席番号	出席	欠席	議席番号	出席	欠席
1	出		21	出	
2	出		22	出	
3	出		23	出	
4	出		24	出	
5	出		25	出	
6	出		26	出	
7	出		27	出	
8	出		28	出	
9	出		29	出	
10	出		30	出	
11		欠	31		出
12	出		32	出	
13	出		33	出	
14	出		34	出	
15	出		35	出	
16	出		36	出	
17	出		37		欠
18	出		38	出	
19	出		39	出	
20	出		40	出	
議長(会長)	出				

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明書交付申請について

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第3号 2アール未満農業施設に係る農地転用の報告について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第5号 農地の貸借権の合意解約の報告について
- 報告第6号 買受適格証明に係る農地法第3条第1項の規定による許可申請について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局長	出	主任	出
参事	出	主事	出
参事	出		

6. 会議の内容

議長 それではただ今から、令和7年度 第11回（2月期）月例総会を開会致します。現在の出席者数は38名、欠席者数は2名（〇〇〇委員、〇〇〇〇委員）ですので、この総会は成立致します。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議席番号30番〇〇〇〇委員、31番〇〇〇〇委員のお二人を指名します。

日程第2、議事の上程です。
最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
また、本議案につきまして関係者に、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員がおられます。農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号の説明をさせていただきます前に、議案書6ページ 議案第1号番号17の石塔町の案件及び議案書8ページ番号25の山路町の案件につきましては、議案書11ページ議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号4及び議案書12ページ番号5と関連しますので、議案第3号で一括して説明をいたします。いずれの案件も、議案第3号の説明後に採決をお願いします。
それでは、議案第1号につきまして、担当からご説明いたします。

お疲れさまです。

それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

議案書2ページを御覧ください。

番号1について、議案書の記載のとおり、鑄物師町地先の農地2筆合計面積6,842平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

番号2について、議案書の記載のとおり、市原野町地先の農地1筆面積1,706平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の兼業による経営縮小に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

番号3について、議案書の記載のとおり、市原野町地先の農地1筆面積2,988平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の兼業による経営縮小に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

議案書3ページを御覧ください。

番号4について、議案書の記載のとおり、池田町地先の農地2筆合計面積4,807平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

番号5について、議案書の記載のとおり、山上町地先の農地1筆面積1,498平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の兼業による経営縮小に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

番号6について、議案書の記載のとおり、横溝町地先の農地2筆合計面積194平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで野菜を栽培されます。

番号7について、議案書の記載のとおり、市辺町地先の農地2筆合計面積1,441平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

議案書4ページを御覧ください。

番号8について、議案書の記載のとおり、瓜生津町地先の農地2筆合計面積978平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号9について、議案書の記載のとおり、鑄物師町地先の農地2筆合計面積2,356平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、要望を受けた譲受人が経営規模を拡大されます。

番号 10 について、議案書の記載のとおり、池之脇町地先の農地 4 筆合計面積 9,783 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲受人から譲渡人に要望し、譲受人が新規就農されます。

番号 11 について、議案書の記載のとおり、市子川原町地先の農地 1 筆及び市子殿町地先の農地 1 筆合計面積 3,482 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

議案書 5 ページを御覧ください。

番号 12 について、議案書の記載のとおり、鋳物師町地先の農地 1 筆面積 149 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

番号 13 について、議案書の記載のとおり、祇園町地先の農地 3 筆合計面積 3,881 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号 14 について、議案書の記載のとおり、妹町の農地 2 筆合計面積 5,940 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号 15 について、議案書の記載のとおり、上二俣町地先の農地 1 筆面積 412 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲受人から譲渡人に要望し、譲受人が経営規模を拡大されます。

議案書 6 ページを御覧ください。

番号 16 について、議案書の記載のとおり、下二俣町の農地 1 筆面積 700 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の申請地が耕作不便・低生産地のため、申請地の隣接地を所有する譲受人が一団的に管理し、経営規模を拡大されます。

番号 17 について、議案書の記載のとおり、石塔町地先の農地 1 筆面積 460 平方メートルの内 64 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

なお、詳細につきましては、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請番号 4 と関連しますので、議案第 3 号で説明させていただきます。

番号 18 について、議案書の記載のとおり、中一色町地先の農地 1 筆面積 692 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで季節野菜を栽培されます。

番号 19 について、議案書の記載のとおり、池之尻町の農地 2 筆合計面積 366 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

議案書 7 ページを御覧ください。

番号 20 について、議案書の記載のとおり、神田町地先の農地 2 筆合計面積 3,762 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が経営規模を拡大されます。

番号 21 について、議案書の記載のとおり、神田町地先の農地 1 筆面積 600 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人が病気等で労働力不足のため、要望を受けた譲受人が経営規模を拡大されます。

番号 22 について、議案書の記載のとおり、寺町地先の農地 2 筆合計面積 859 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

番号 23 について、議案書の記載のとおり、中一色町地先の農地 1 筆面積 2,084 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

議案書 8 ページを御覧ください。

番号 24 について、議案書の記載のとおり、中一色町地先の農地 5 筆合計面積 12,653 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

番号 25 について、議案書の記載のとおり、山路町地先の農地 1 筆面積 2,861 平方メートルの内 1,862.39 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

なお、詳細につきましては、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請番号 5 と関連しますので、議案第 3 号で説明させていただきます。

番号 26 について、議案書の記載のとおり、甲津畑町地先の農地 5 筆合計面積 1,386 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、譲受人が新規就農されます。

番号 27 について、議案書の記載のとおり、五個荘川並町地先の農地 1 筆面積 191 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、譲受人が新規就農されます。

議案書 9 ページを御覧ください。

番号 28 について、議案書の記載のとおり、小八木町地先の農地 1 筆面積 2,156 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号 29 について、議案書の記載のとおり、山上町地先の農地 1 筆面積 1,918 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号 18 及び番号 19 は譲受人の取得後における耕作面積が 50 アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。

番号 10 の農地を初めて取得されることについて、営農計画書の内容から、農業に必要な知識や技術を法人の組合員等から教授してもらいつつ、地域と連携し継続的に営農をされていく旨の確認をしました。なお、番号 10 の譲受人は認定農家であり、市原地区布引営農組合に所属しています。

番号 14 の農地を初めて取得されることについて、譲受人は 40 年の農作業歴があり、営農計画書等の内容から、現在耕作している父親の所有農地と今回の申請地も併せて継続的に営農をされていく旨の確認をしました。

番号 25 の農地を初めて取得されることについても、営農計画書の内容から、高齢になった父に代わり農作業を継承し、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。

番号 26 の農地を初めて取得されることについても、営農計画書の内容から、農業に必要な知識や技術を農家である親族から教授してもらいつつ、季節野菜等を栽培し、直売所等で販売される計画であり、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。平日は、スマート農業技術を活用し遠隔で監視を行い、週末は近隣の持ち家を拠点に農作業を行われます。

番号 27 は今回住宅を購入するにあたり、農地も購入されることになりました。農地を初めて取得されることについて、営農計画書の内容から、野菜を育てていかれること、農業に必要な知識や技術を地域の農業者から教授してもらいつつ、継続的営農をされていく旨の確認をしました。

そして、番号 1 の譲受人の所有している地目が農地である筆について現況が山林化しつつある状況及び農業用倉庫として利用している状況であるため、速やかに農地法に基づく手続きを行う旨の確約書を提出いただいています。

また、番号 8 の譲受人の所有している地目が農地である筆について農業用駐車場及び農業用資材置場として利用している状況であるため、速やかに農地法に基づく手続きを行う旨の確約書を提出いただいています。

番号 16 の譲受人の所有している地目が農地である筆についても現況が雑種地と化しつつある状況及び倉庫として利用している状況であるため、速やかに農地法に基づく手続きを行う旨の確約書を提出いただいています。

番号 19 の譲受人の所有している地目が農地である筆についても現況が雑種地と化しつつある状況及び道路として利用している状況であるため、速やかに農地法に基づく手続きを行う旨の確約書を提出いただいています。

番号 22 の譲受人の所有している地目が農地である筆についても現況が農業用倉庫として利用している状況であるため、速やかに農地法に基づく手続きを行う旨の確約書を提出いただいています。

また、番号 6 の申請地は、過去に農地法 5 条許可により所有権移転登記が行われたが、許可後に転用事業が行われずに譲受人が死亡したため、理由書を添付

いただいています。

また、番号 20 の申請地の現況については、一部木が伸びている状況であることから農地復元利用計画書を提出されており、木の伐採及び伐根をされた後に、畑に復元されます。復元後は、ニンニクを栽培されます。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どの案件についても譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております。問題はないと考えます。以上、御審議よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明は終わりました。

まず、番号 12 の審議を行います。

ここで〇〇〇〇委員には農業委員会法第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

議案第 1 号番号 12 について何かご意見はございますか。

よろしいでしょうか。

ご意見もないようですので、番号 12 採決に移ります。

本案について、承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは、番号 12 の審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員の入室・着席をお願いします。

次に、番号 23 の審議を行います。

ここで〇〇〇〇委員には農業委員会法第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

番号 23 について何かご意見はございますか。

よろしいでしょうか。
ご意見もないようですので、採決に移ります。
本案について、承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは、番号 23 の審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員の入室・着席をお願いします。

次に、番号 12、17、23、25 を除く番号 1 から 29 まで一括して審議を行います。
何かご意見はございますか。

よろしいでしょうか。
ご意見もないようですので、採決に移ります。
番号 12、17、23、25 を除く番号 1 から 29 ついて、承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。
議案書の 10 ページをご覧ください。

番号 1 について御説明いたします。
本件は、山上町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地 2 筆、合計面積 651 平方メートルの土地を倉庫及び通路として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人の父が昭和 52 年頃から倉庫及び通路として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。
また、申請人が申請地を相続し、土地を整理していたところ農地法の許可を受けていないことが判明したため、本申請に至りました。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は申請地の隣地に居住しており、以前より自宅の倉庫や自宅裏への通路、裏庭として利用しており今後も継続して使用していきたいため当該申請地を選定されました。
土地の利用計画については、自宅の倉庫、通路、物干し場及び家庭菜園として利用されます。
土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることか例外的に許可し得るものであります。
他添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。
本案件については、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。
以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

18 番 番号1の申請地ですが、事務局から説明がありましたとおり農地転用を受けずに倉庫を昭和52年から利用されており、3249番2は昭和63年に通路として利用されています。顛末書付きの案件でありますして現地確認をしましたけど、長い間年数も経過しており、特に問題は無いと思いますのでよろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは、まず番号1について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

御意見もないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、及び関連します議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の番号17、及び25を議題と致します。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
議案書の11ページから12ページをご覧ください。

番号1について御説明いたします。
本件は、福堂町に所在する自動車の修理及び販売業を行う法人が、同町地先の農地1筆、面積518平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場及び中古車展示場として利用するために転用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は申請地の近隣で自動車の修理及び販売業を行っており、事業の規模拡大により、新しく駐車場が必要となったため、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、客、従業員及び展示車、合計 12 台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤をセメント改良後、アスファルト舗装仕上げとする計画です。雨水については、申請地内南東側の会所枡から既設の道路側溝に放流し処理されます。

申請地は第 3 種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

番号 2 について御説明いたします。

本件は、小田苜町に所在する自動車の修理及び販売業を行う法人が、同町地先の農地 1 筆、面積 786 平方メートルの土地を使用貸借で権利取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

本案件の土地状況について補足いたします。当該地は登記上雑種地となっておりますが、一部を畑として利用していた経緯から、現在は現況判断により全面が畑として扱われております。そのため、今回の申請に関しましては、一部が雑種地となっておりますが、顛末の案件ではないと判断しています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は申請地の近隣で自動車の修理及び販売業を行っており、事業の規模拡大により、新しく駐車場及び資材置場必要となったため、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、車 10 台分の駐車場及び車両用資材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状の耕土を鋤取り、土砂を入れて転圧後碎石仕上げとする計画です。雨水については地下浸透で処理されます。

申請地は第 1 種農地と判断でき、原則許可できませんが、土地改良法に基づく非農用地区域内の土地を土地改良事業計画に定められた用途に供する行為に関する事業であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇委員です。

番号 3 について御説明いたします。

本件は、百済寺本町に所在する社会福祉法人が、平松町地先の農地 2 筆、合計面積 162 平方メートルの土地を売買で取得し、露天駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は申請地の近隣でグループホームを運営していますが、利用者の送迎車両や従業員用の駐車場が不足しており、円滑な施設運営に支障をきたしております。当該地は施設に近接し、高い利便性が見込めることから選定に至ったものです。

土地の利用計画につきましては、車 8 台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地される計画で、雨水については地下浸透で処理されます。

申請地は第 1 種農地と判断でき、原則許可できませんが、隣接する既存施設の面積は 1,082 平方メートル、その 2 分の 1 は 541 平方メートルであるので許可基準である、拡張部分が既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るという基準において立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4について御説明いたします。

本案件は3条の番号17に関連する案件ですので一括して説明いたします。

本件は、石塔町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積460平方メートルの土地を売買で取得し、面積460平方メートルの内396平方メートルの土地を農業用倉庫及び農業用駐車場として利用するために転用の申請があったものです。面積460平方メートルの内64平方メートルの土地については、農地として利用されます。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は申請地の隣接地で農業を行っており、申請地が農作業同線上に位置するため、農業機械等の搬出入が容易であり、作業効率の向上が見込めるため、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農業用機械及び農業用資材を保管するためのパイプ倉庫及び農業用車両2台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現況を整地後、転圧仕上げとする計画です。雨水については、雨水排水用の側溝を設置し、南東側の既存排水路に排出されます。

申請地は農振農用地であり、原則許可できませんが、農業振興地域整備計画における農用地利用計画において指定された用途に供するために行なわれるものについては、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、令和7年12月25日付で用途区分変更もされており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5について御説明いたします。

本案件は3条の番号25に関連する案件ですので一括して説明いたします。

まず、5条申請の番号5についてです。本件は、山路町に居住しレンタカー事業等を行う者が、同町地先の農地1筆、面積2,861平方メートルの内998.61平方メートルの土地を贈与により取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

あわせて、3条申請の番号25につきましては、残余面積1,862.39平方メートルを同申請者が父親より贈与で取得し、農地として承継するものです。背景として、父親の高齢化に伴い自力での管理が困難となったため、息子である申請者が経営を継承し、今後も継続的に営農を行っていく計画です。

5条申請の理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は申請地の近隣でレンタカー事業及び自動車の修理・販売業を行っており、事業の規模拡大により、早急に車両置き場を確保する必要が生じました。当該地は営業拠点に近接しており、利便性が極めて高いことから選定に至ったものです。

土地の利用計画につきましては、車45台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状の耕土を鋤取り、土砂を入れて転圧後碎石仕上げとする計画です。雨水については申請地内の北西側に新設する側溝から隣接する北東側の道路側溝に放流し処理されます。

申請地は、第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、集落に接続して設置される業務上必要な施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、令和7年12月5日付で農振農用地いわゆる青地から白地に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第5条第2項に基づき審査しましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

18 番 番号1ですが、写真を見て頂いたら分かるように雑草が生えている状況になっています。周辺は住宅地になっており、この状況でありましたら申請されている駐車場及び中古車展示場に整備される方が周辺の環境にも適しているように思いますので、事務局から説明がありましたとおり許可相当と判断しますのでよろしく申し上げます。

番号2についても事務局から説明がありましたとおり特に問題はありませんので許可相当としますのでよろしく申し上げます。

14 番 番号3につきましては社会福祉法人グループホームの駐車場の申請であります。現在の駐車場が手狭なので一部田んぼを売買して駐車場にされるとの事で問題はないと思いますが一点、課題がありまして隣に畑がありまして、その排水が前の農道と取得される田んぼの間にヒューム管が入ってしまして道路対面側の排水の側溝に流れている状況です。この写真の赤線のところに配水管があり境界の関係でトラブルのないようにして頂ければ許可可能と思います。そのところは現場で行政指導すると事務局から聞いています。

番号4ですが石塔町の案件です。専業農家をされている方が既存の倉庫が狭くなったのと古くなったので農地を取得され倉庫を建てられえとの事です。3条申請についてはそのまま畑をされます。パイプ倉庫ですので軽微な倉庫を建てられるので基礎もないので家屋としない確認しています。造成もなく軽微な変更ですので許可相当と判断します。

17 番 番号5ですが、JR能登川駅の琵琶湖側で山路町集落の西端になります。申請地の手前は市道でありまして、近くには企業もあります。申請は道路の高さまで造成されます。場所的には問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明及び調査報告が終わりました
それでは御意見等伺いたいと思います。

番号1について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号2について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号3及について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号4、及び関連します議案第1号番号17について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号5、及び関連します議案第1号番号25について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

御意見もないようですので、採決に移ります。
議案第3号、及び議案第1号番号17、25を承認される方は挙手を願います。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
次に、議案第4号「非農地証明書交付申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第4号非農地証明書交付申請について、東近江市非農地証明事務取扱要領に基づき、次のとおり申請があったので、証明書を交付することについて意見を求めます。

議案書の12ページをご覧ください。

非農地証明とは、農地法が制定された昭和27年10月以前から農地でない場合や20年以上経過した自然林の場合、登記上農地であっても非農地であると証明するものです。

番号1について御説明いたします。

本件の申請人は、東沖野五丁目に居住する者で申請地は、甲津畑町地先の農地2筆、合計面積954平方メートルの土地です。

申請地については、耕作者が高齢化し耕作者がいなくなったため、山林化が進行する結果となりました。

また、昭和57年時点で当時の写真から非農地化していると判断され、耕作放棄後20年以上が経過しているもので、森林に囲まれていた状況から容易に農地への復元も困難であると考えられます。

現況写真からも、農地として利用される可能性がないものにあたり見込まれ、また、事務取扱要領第7条に基づき現地調査を行ったところ、現況は自然林等でありました。

なお、地元自治会長の署名、押印した「事実証明書」も添付を頂いております。
担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

以上、東近江市非農地証明事務取扱要領第4条第1項第2号耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの。したがって、この場合の現況は自然林

等であるに該当すると判断いたしました。
以上御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

17 番 写真のとおり農地は見えませんが自然林となっています。農地が右側にあった見たいですが自然林化となり農地としては有り得ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明及び調査報告が終わりました。

本案について何かご意見はございますか。
御意見もないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から第6号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局 報告第1号、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告」について説明いたします。議案書14ページをご覧ください。
番号1外町の共同住宅の案件及び番号2 沖野四丁目の駐車場の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出の報告」について説明いたします。

議案書15ページを御覧ください。

番号1 山路町の駐車場及び資材置場の案件から番号4 五個荘竜田町の住宅敷地の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に報告第3号「2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について」説明いたします。議案書16ページをご覧ください。

番号1 建部塚町の案件について、転用の目的を農業用倉庫及び農業用資材置場とする届け出がありました。いずれも農地法第4条の許可を要しない2アール未満の農業用施設に係る転用であり、届出書の添付書類も含めて完備していることを確認し、事務局長専決で受理しましたので報告させていただきます。

次に報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」説明いたします。議案書17ページから20ページをご覧ください。

番号1から番号19まで、すべて相続により所有権を取得されたものです。

いずれの案件も農地法第3条の許可を要しないことから事務局長の専決により受理通知を交付しております。

届出人の「あっせん希望の有無」については、番号16が「有」となっておりますが、担当地区の農業委員さん情報共有し、対応いただいております。

次に、報告第5号「農地の貸借権の合意解約の報告について」説明いたします。議案書の21ページから25ページをご覧ください。

番号1から番号16まで、すべて賃貸借権の合意解約でございます。合意解約内容につきましては議案書に記載のとおりです。

次に報告第6号「買受適格証明に係る農地法第3条第1項の規定による許可申請」について説明します。議案書26ページを御覧ください。

令和7年10月10日開催の第7回月例総会で承認をいただいた「買受適格証明について」に関連する報告案件となります。

最初に、改めて「農地買受適格証明」について説明します。

農地買い受け適格証明とは競売に付された農地を取得するために必要な証明書で、交付にあたっては、通常の農地を取得する場合と同様に農地法第3条の許可要件を満たし、落札後には、改めて農地法第3条の許可申請が必要となります。

10月の月例総会では、3名の交付願いについて承認をいただき、併せて、証明書の交付時と3条の申請時とで事情が異ならないと会長が判断した場合は、農地法第3条の許可書を交付してよいとの議決をいただいたところです。

今回の報告案件につきましては、

競売物件を落札された方から当該農地に係る農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書が提出されたもので、買受適格証明書の交付時から事情が変わっていないと判断し、許可書を交付したことのご報告をするものです。

議 長 事務局の報告が終わりました。
報告第1号から第6号について何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、特にないようですので、これで報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。

これをもって令和7年度第11回（2月期）月例総会を終了いたします。

長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

30 番

31 番